

学校施設開放規則案について

1. 学校施設開放規則案の趣旨について

本事業では文化部活動の地域移行を検討するにあたり、地域に向けた体制構築や環境整備に関する情報を取りまとめている。その際、活動場所を持続的に確保することは、非常に重要であると考えられる。

地域での文化部活動の活動場所として、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。地域によっては関係法令に基づき、既に学校施設開放規則を策定して地域住民への学校施設開放が進められているが、本事業では地域部活動での利用を想定し、学校施設開放規則案を検討した。地域部活動において、学校施設開放を活用するために必要となる事項や検討すべき事項を議論し、学校施設開放規則案（以下、規則案とする）として取りまとめを行った。本規則案を活用し、各自治体にて地域や学校の実状や意図にあった学校施設の開放が推進されることを期待している。

2. 学校施設開放規則案の作成

学校施設開放規則に係る成果物として、学校施設開放規則案及び同規則案に関する説明書きを作成予定である。

2.1 学校施設開放規則案に関する説明書き

学校施設開放規則案をひな型として、自治体毎に学校施設開放規則を作成・改定する際に、運営体制及び運用ルールにおいて検討・留意していただきたい事項を取りまとめる。例えば以下のような観点の記載を検討している。

- 安全管理をしつつ、より多くの学校施設を地域に開放すべきである。
- 運営体制は、既存の組織体制を柔軟に活用し、学校教員の負担を減らすよう体制を整える。
- 学校教育に支障をきたさない開放の方策を検討し、各関係者への理解向上を図るよう努める。

次項の学校施設開放規則案をご覧いただき、同説明書きに追記すべき事項があればご教授いただきたい。

2.2 学校施設開放規則案

学校施設開放規則案の本文は以下の通り。検討会議にてご議論をいただき、追加または修正すべき文言等があれば、ご教授いただきたい。

(趣旨)

第1条 この規則は、当該地域における生涯学習の振興を図るため、学校施設及び設備を学校教育に支障のない範囲で、継続的な市民の使用に与ること（学校施設開放事業）に関して必要な事項を定めるものとする。

(運営体制)

- 第2条 学校施設開放事業の管理運営は、学校毎に設けられる運営委員会が主体となって実施する。
- 2 運営委員会、学校、教育委員会担当部局が連携し、学校施設開放事業を推進するものとする。

(運営委員会の業務)

第3条 運営委員会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 利用を希望する団体を登録・変更・抹消し、団体からの利用申請を取りまとめる。
- (2) 学校と利用調整を図る。
- (3) 利用者間の公平な利用調整を行う。
- (4) 課題の解決、ルール・マナーの確認、情報交換等に努める。
- (5) 教育委員会担当部局との連絡調整を行う。
- (6) その他、運営主体として必要な事項を行う。

(運営委員会の構成)

第4条 運営委員会は、必要に応じ、次の団体等の関係者若干名の委員をもって構成する。

- (1) PTA
- (2) 地域団体（青少年団体、青少年指導員、自治会・町内会等）
- (3) 教育委員会担当部局
- (4) 学校
- (5) 利用者

(学校の業務)

第5条 学校は学校施設の管理者として、次の業務を行うものとする。

- (1) 運営委員会による利用調整に基づき、学校施設の利用を認可する。
- (2) 開放施設、日時、使用上のルール及び使用不可日等の情報を提供する。
- (3) 運営委員会との連絡及び運営委員会の状況を把握する。
- (4) その他、施設管理者として必要な事項を行う。

(対象利用者)

第6条 対象となる利用者は、運営委員会に登録する団体（登録団体）に所属する者とする。

2 運営委員会への登録は、以下の条件を満たした団体に限る。

- (1) 学区内に居住又は通勤・通学するもので主に組織され、活動するに十分な人員を有する。
- (2) 定期的にスポーツ又は文化活動を行う。
- (3) 20歳以上かつ学区内に居住又は通勤・通学する代表者を有する。
- (4) 活動日毎に、本規則を十分に理解する責任者を設定する。

3 運営委員会への登録は、1団体につき1校までとする。

4 新規登録する団体は、運営委員会の認定を受けなければならない。運営委員会は新規に認定した団体を教育委員会担当部局に報告する。

(利用の許可)

第7条 利用を希望する登録団体は、運営委員会に利用を申請し、許可を受ける。運営委員会は、利用調整の結果を学校に報告する。

(利用許可の取消)

第8条 運営委員会は、以下に該当する登録団体に対して利用許可の取り消し又は登録の抹消を行う。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる活動
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- (3) その他施設の管理上支障があると認められる活動

(対象施設及び日時)

第9条 学校施設の開放に供する対象施設は、所管学校の体育施設、特別教室並びに一般教室とする。
2 対象施設及び日時は、学校長が教育委員会担当部局と協議した上で学校毎に定めるものとする。

(用具及び備品の使用)

第10条 原則、活動に必要な用具及び備品は利用者が用意するものとする。
2 学校備品等は、学校教育に支障のない範囲で、学校長が許可した場合のみ使用可能とする。
3 原則、利用者が所有する備品は、学校に保管してはならない。やむを得ず学校内に保管する場合は、学校長の許可を得ること。

(費用負担)

第11条 利用者は、電気料金等の使用実費相当額を負担しなければならない。

(施設等管理)

第12条 利用者は、施設等の使用を終了又は使用の中止を命ぜられたときは、速やかに現状の回復及び清掃を行う。
2 破損時は直ちに学校長及び運営委員会へ報告し、利用団体の代表者速やかに対応・復旧する。

(施錠管理)

第13条 利用者は、運営委員会が定めた施錠管理方法を遵守しなければならない。運営委員会から指導されたときは、速やかに指示に従うこと。

(安全管理)

第14条 施設使用中に生じた事故は、利用者の責任で対応する。事故等発生時は登録団体の責任者は、速やかに運営委員会及び学校へ事故を報告する。
2 全ての利用者は、傷害保険及び賠償責任保険へ加入する。
3 利用者は、運営委員会で別途定める避難ルールや安全管理に係る規則等を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第15条 登録団体の責任者は学校施設の安全かつ適切な利用を確保し、必要な施設管理を行う。
2 利用時に施設等を破損等したときは、利用者がこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 許可を受けた目的以外に利用しない。
(2) 登録団体の責任者の指示に従い利用する。
(3) 利用の権利を他人に譲渡し又は転貸しない。
(4) 申請にあたっては、適切な範囲及び頻度にて申請する。

- (5) 近隣住民に迷惑をかける恐れのある行為をしない。
- (6) その他、学校及び運営委員会で別途定められる規則等を厳守する。

(以上)